

名古屋市デジタルサイネージガイドライン（案） に対するご意見及び市の考え方

「名古屋市デジタルサイネージガイドライン（案）」に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。いただいたご意見とそれに対する本市の考え方を公表いたします。なお、ご意見の内容については、趣旨の類似するものはまとめたほか、原文の一部を要約、分割するなどして掲載しておりますので、ご了承ください。

令和6年3月

市民意見募集の概要

・ 募集期間

令和5年11月24日（金）～令和5年12月14日（木）

・ 提出状況

提出者数：4人

提出方法：電子メール（4人）

・ 意見件数：15件

1. ガイドライン全般について：5件	……………	2ページ
2. 表示時間について：1件	……………	3ページ
3. 明るさ（光）について：1件	……………	4ページ
4. 設置高さについて：2件	……………	5ページ
5. 設置向き等について：2件	……………	6ページ
6. 信号交差点周辺について：2件	……………	7ページ
7. 動きについて：2件	……………	8ページ

名古屋市 住宅都市局 都市計画部

ウォークابل・景観推進室

電話：052-972-2735

電子メール：a2735@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

1.ガイドライン全般について

(1)	ご意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> デジタルサイネージは時代の流れとして活用が広がることが考えられ、ガイドラインの作成する意義は大きい。 デジタルサイネージに対する名古屋市の考え方を、ガイドラインとして示されることはとても意義のあること。
	本市の考え方	ガイドラインを定め適切に運用することで、屋外広告物法の目的である①良好な景観の形成・風致の維持、②公衆に対する危害の防止に努めて参ります。

(2)	ご意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの内容は、強制（禁止）なのか努力義務（お願い）なのか。行政指導を行うための指針であったとしても、いつのまにか遵守義務であるかのような扱いになってしまうことを危惧している。
	本市の考え方	<p>本ガイドラインは、良好な景観を形成するために必要があると認めるときや、公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるとき（交通安全を含む。）に行う指導の根拠と考えています。ご意見をうけて、ガイドラインの適用範囲を次のとおり記述するよう改めます。（<u>下線部</u>を追加・修正）</p> <p>〈変更〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>良好な景観の形成のために必要があると認めるときに行う指導の基準等</u> ② <u>良好な景観若しくは風致を害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれが認められるときに行う指導の基準等</u> ③ 名古屋市景観計画に定める大規模広告物の誘導基準 ④ 都市景観形成地区におけるデジタルサイネージの指導の基準 <p>なお、ガイドライン（案）の「信号交差点周辺」に示した内容については、公衆に対する危害の防止（交通安全）の観点から、愛知県警察本部との協議により、本市屋外広告物条例に基づく規格とすることを検討しています。</p> <p>また、①については、屋外広告物条例第5条の3に基づき行う指導、助言、勧告の基準となります。②については、条例第15条の8第2項に基づく勧告の指導の基準となり、場合によって、条例第14条若しくは第15条第1項の措置命令に至ることがあります。</p>

(3)	ご意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地のデジタルサイネージは規制しておくべき。住宅地内の道路幅員 9m 未満(歩道なし)あるいは 12m 未満(片側歩道付き道路)については制限すべきではないか。(管理上の必要等により設置する小規模なものは除外される。)
	本市の考え方	今回お示ししているデジタルサイネージガイドライン（案）によらず、現行の市屋外広告物条例に基づく規格として、住居系の用途地域では、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域（地上広告と壁面広告を除く。）において、デジタルサイネージ（電光表示装置）による屋外広告物を表示しないこととしています。

(4)	ご意見の概要	・「駐車場の満空表示など管理上の必要がある」ものに「交通関連の運行・利用方法の表示」も追加したほうがよい。
	本市の考え方	道路管理者・交通管理者や公共交通の事業者が、管理上の必要により設置する交通関連の運行・利用方法の表示をするものは、「駐車場の満空表示など管理上の必要がある」ものに含まれるものと考えております。

(5)	ご意見の概要	・公共的な施設の整備維持管理を目的とした広告事業においては、事業者へのヒアリングや協議をもとに、その特性に応じた独自の運用基準を設けることを提案する。(設置向き、信号交差点周辺、動き、音など)
	本市の考え方	屋外広告物法は、①良好な景観の形成・風致の維持、②公衆に対する危害の防止を目的としています。この観点からは、公共的な施設の整備維持管理を目的とした広告事業であるとしても、事業性のある屋外広告物である限りは、一般的な屋外広告物と相違がないものと考えています。

2.表示時間について

(6)	ご意見の概要	・「住宅地その他住環境への配慮が求められる地域に設置する場合は深夜早朝の表示を避ける」とあるが、「住宅地に限る」としてほしい。 ・デジタルサイネージによる表示を避ける時間帯として、公共交通機関のサービスが停止する深夜1時～5時30分とすることを提案する。
	本市の考え方	住居系地域以外に建つ住宅にお住まいの方から、夜間部屋の中に、デジタルサイネージによる屋外広告物の光が映り込むとの苦情を受けているところで、屋外広告物は、見たくない人の目に入りやすく、表示の内容や方法は近隣にいる多様な人への配慮が必要ですが、デジタルサイネージは「光」による表示が「動き」を伴うなど、その表示にあたっては、より一層の配慮が必要になるものと考えます。そのため、住居系地域以外においても住環境への配慮が求められる地域については、住居系地域（住宅地）と同様に配慮いただく必要があると考えています。

3.明るさ（光）について

(7)	ご意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜早朝の輝度を抑えることは賛成だが、昼は最大 5,000cd/m²や 6,000 cd/m²以下に変更するべき。直射日光環境下では明るさが相殺されて眩しすぎるなどの問題が起きない上、ディスプレイの性能向上により最大 5,000cd/m²の明るさで表示できる製品が出てきている。 ・周辺の環境により、自動調光機能やタイマー設定機能などを設けることを条件に、昼は 6,000cd/m²を上限にすることを提案する。
	本市の考え方	<p>デジタルサイネージによる屋外広告物にかかる苦情が、近年増えており、昼間でも眩しいといった、明るさ（光）に関する内容があります。屋外広告物は、見たくない人の目に入りやすく、表示の内容や方法は近隣にいる多様な人への配慮が必要ですが、デジタルサイネージは「光」による表示が「動き」を伴うなど、その表示にあたっては、より一層の配慮が必要になるものと考えます。</p> <p>明るさの基準（輝度）は、有識者の知見などを参考に、昼間は最大 3,000cd/m²であれば、周辺に対しても一定程度配慮されていると考えられる水準としてお示ししています。</p> <p>西陽が直接当たるなど、個別の特殊な環境下においてやむを得ず 3,000cd/m²を超える表示をする場合においては、周囲の明るさに対して不必要に高い輝度とならないように留意してください。</p>

4.設置高さについて

(8)	ご意見の概要	・「建物等の高層部その他見通しの良い場所に設置することは避けてください」とあるが、見通しの良い場所に設置できなければ広告の意味がなく、禁止と同じである。
	本市の考え方	<p>ご意見をふまえて、次のとおり変更します。(下線部を追加・修正) 〈変更後〉</p> <p>建物等の高層部などで、<u>広範囲に光が拡散しやすい場所</u>に設置することは避けてください。</p> <p>建物等の高層部に設置されたデジタルサイネージによる屋外広告物の光は、広範囲に拡散しやすく、遠く離れた地域にまで影響することがあります。そのため、原則として建物等の高層部などで、広範囲に光が拡散しやすい場所への設置は避けていただきたいと考えています。</p>

(9)	ご意見の概要	・「建物等の高層部その他見通しの良い場所に設置することは避けてください」とあるが、高層部とはどの程度の高さか。(信号交差点では「道路面からの高さ10メートルを超えるものはこの限りではありません」と記載がある。)
	本市の考え方	<p>周囲の建物等の状況により異なりますが、広範囲にデジタルサイネージによる屋外広告物の光が拡散するような高層部への設置は、トラブルになりやすいことを、屋外広告物の表示・設置者の方にご理解いただきたいと考えています。</p> <p>なお、信号交差点周辺は、交通安全上、信号灯との誤認を防止するため、信号灯が設置される高さを鑑み、道路面からの高さ10メートルを超えるものは設置いただいて良いこととしておりますが、その場合も広範囲にデジタルサイネージによる屋外広告物の光が拡散するような高層部への設置は避けていただくようお願いするものです。</p>

5.設置向き等について

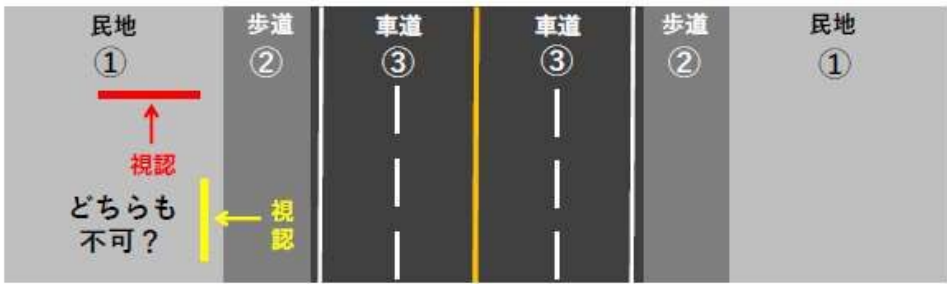
(10)	ご意見の概要	<p>・「デジタルサイネージによる屋外広告物を道路内に設置する場合は、通行車両の進行方向に垂直となる面に、通行車両から見える向きに設置することは、避けてください。」とあるが、「道路内」とは、下図の①②③のどれか。①の場合を道路内として設置不可とする場合は断固として反対します。</p>
	本市の考え方	<p>道路内は②③で、民地①は道路内ではありません。</p>

(11)	ご意見の概要	<p>・「道路内に設置する場合は、通行車両の進行方向に垂直となる面に、通行車両から見える向きに設置することは、避けてください」とあるが、動画は制限されたとしても、静止画がゆっくり切り替えられるものは認めるべき</p>
	本市の考え方	<p>デジタルサイネージによる屋外広告物を道路内に設置する場合、通行車両の進行方向に垂直となる方向など、通行車両に向けて表示することは、交通安全上好ましくないと考えています。</p> <p>なお、通行車両の進行方向に垂直でない方向の場合も同様のことが考えられるため、次のとおり記述するよう改めます。(下線部を追加・修正)</p> <p>〈変更〉</p> <p>デジタルサイネージによる屋外広告物を道路内に設置する場合は、通行車両の進行方向に垂直となる<u>方向</u>など、通行車両に<u>向け</u>て表示することは、避けてください。</p>

6.信号交差点周辺について

(12)	ご意見の概要	・「信号機周辺では、信号灯と誤認するような色や形は使用しないでください。」とあるが、意図はわかるが色を規制するのは難しいと思います。
	本市の考え方	現行の名古屋市屋外広告物条例において「信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの」は禁止広告物とされています（条例第6条の2第4号）。 デジタルサイネージによる屋外広告物は発光するため、信号灯火と誤認のおそれがより大きいと考えられるため、屋外広告物の表示・設置者の方には、そうした意識をもって表示していただきたいと考えています。
(13)	ご意見の概要	・信号機のある交差点では、車両や歩行者の停止位置からデジタルサイネージと信号機が被らないとする自社ルールを設けている。デジタルサイネージと信号機が重なるような設置を禁止すべき
	本市の考え方	基準は、明瞭で公平な内容とする必要があることから、愛知県警察本部とも協議のうえ、地物を基準とした距離で、配慮すべき最小限の範囲としてお示ししています。

7.動きについて

(14)	ご意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 「道路内（車道側に表示するものに限る。）においては、動画による表示を避け、静止画の切り替え（切り替えの間隔は10秒以上）としてください。」とあるが、道路内（車道側に表示するものに限る。）とは、図示のうちいずれか？ 
	本市の考え方	道路内は②③で、民地①は道路内ではありません。

(15)	ご意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 「道路内（車道側に表示するものに限る。）においては、動画による表示を避け、静止画の切り替え（切り替えの間隔は10秒以上）としてください。」とあるが、広告を放映する企業は、テレビCMなどの動画をすでに作成済みの企業が多くあり、おおむね15秒くらいのCM映像となっている場合が多く、10秒以上切り替えができないとすると地元有力企業様からクレームになることが予想される。 「画面の変化は、なるべく少ないものとする」としていただきたい
	本市の考え方	<p>デジタルサイネージによる屋外広告物を道路内に設置する場合、通行車両の進行方向に垂直となる方向など、通行車両に向けて表示することは、交通安全上好ましくないと考えています。</p> <p>屋外広告物は、見たくない人の目に入りやすく、表示の内容や方法は近隣にいる多様な人への配慮が必要ですが、デジタルサイネージは「光」による表示が「動き」を伴うなど、その表示にあたっては、より一層の配慮が必要になるものと考えます。主に屋内で見られることを想定しているテレビCMなどの既存の動画をそのまま屋外広告として表示することは、苦情の原因になったことがあります。デジタルサイネージによる屋外広告物の表示・設置者は、近隣の状況をよく考慮していただく必要があります。</p>